

# 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)のお知らせ

## 新しい保険証(被保険者証)に変わります

現在ご使用いただいている保険証は、平成21年7月31日をもって有効期限が満了となりますので、8月以降は使用できなくなります。7月中に新しい保険証をお送りしますので、お手元に届きましたら古い保険証を破棄していただき、新しい保険証をご使用ください。

なお、新しい保険証は有効期限が平成23年7月31日までの2年間となり、用紙の色が青色から黄色に変わります。

医療機関での窓口負担割合は、平成20年中の所得に基づいて、平成21年8月から平成22年7月までの割合が保険証の「一部負担金の割合」欄に記載されています。

※一部負担金の割合(1割・3割)は、有効期限内でも所得や世帯構成の変更により再判定となります。

## 減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)の申請について

減額認定証は、住民税非課税世帯の方が入院した際の医療費や食事代などの自己負担限度額を軽減するために必要なものです。医療費は減額認定証がなくても高額療養費として支給されますが、食事代は減額認定証がなければ減額されません。

現在ご使用いただいている減額認定証は、平成21年7月31日をもって有効期限が満了となりますので、8月以降は使用できなくなります。新しい減額認定証については、7月中旬から申請を受け付けますので印鑑、保険証をご持参のうえ福祉保健課窓口で申請してください。

### 住民税非課税世帯の区分Ⅰ・区分Ⅱの適用

区分Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が住民税非課税で所得0円かつ公的年金受給額80万円以下の方</li> <li>世帯全員が非課税で老齢福祉年金を受給されている方</li> </ul>
区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方に適用されます



1か月の医療費の自己負担が限度額を超えたとき、超えた額が高額療養費として支給されます。医療機関でお支払いいただく自己負担限度額は、次のとおりです。

区分	自己負担限度額	
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+1%(44,400円)
一般	12,000円	44,400円
住民税非課税世帯	区分Ⅰ	15,000円
	区分Ⅱ	24,600円

※現役並み所得者の外来+入院の1%とは、「医療費総額-267,000円の1%」です。また、( )内の金額は、多数該当(過去12か月に3回以上高額療養費の支給を受け、4回目以降の支給に該当)の場合の自己負担限度額です。

### 75歳到達月の負担が調整されます

月の途中で75歳の誕生日で加入する方は、自己負担限度額が通常月の2分の1に調整されます。

- 1日生まれの方は影響がないため対象となりません。
- 一定の障がいがあることにより75歳以前から、長寿医療制度に加入している方も対象となりません。

■問合せ

北海道後期高齢者医療広域連合(☎011-290-5601)  
福祉保健課医療給付係(☎47-5555 総合福祉センター 窓口7番)

シリーズ「こくほ」③

「国保の明日を見据えて」

## ◆保険税の算定方法と収納状況◆

### ■算定方法■

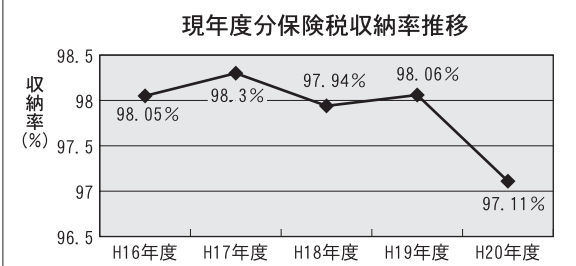
国民健康保険の被保険者にはすべて保険税がかかりますが、保険税は国保財政を支える大きな財源です。保険税は、まずその年予測される医療費など必要となる額から皆さんが医療機関などに支払う一部負担金と、国などからの補助金を差し引いた分が保険税全体の額として決められ、その額を次の項目に割り振り世帯ごとに決められます。

所得割	世帯の被保険者の所得に応じて計算
資産割	世帯の被保険者の固定資産に応じて計算
均等割	世帯の被保険者数に応じて計算
平等割	一世帯にいくらと計算

※保険税は、医療保険分+後期高齢者支援分+介護保険分(40歳以上65歳未満の方のみ)の3本立てとなっています。なお、保険税には賦課限度額が決められています。

### ■収納状況■

収納率は98%前後であるものの、年々低下傾向にあり平成20年度では不況の影響などの理由により収納率が前年比で約1%悪化しました。また、過去からの滞納額は約3,500万円にのびり増加する傾向にあり、収支を悪化させる原因となっています。



### ■収納率にかかるとの問題■

これまでも、滞納者に対して、保険税の納付相談の実施、短期被保険者証(=有効期限が6か月以下のもの)や資格証明書の交付、職員による訪問徴収を行うなど収納率の向上を目的としてさまざまな施策を実施してきたところです。

滞納額が増えることでさらに国保財政が悪化し、保険税の改定や一般会計からの補てんなどにより財源を確保しなければならず、相互扶助や加入者負担の公平性の観点から問題があります。

今回は増加し続ける医療費についての説明を予定しています。

福祉保健課医療給付係(☎47-5555 総合福祉センター 窓口7番)

## 入院食事代減額の申請を

国民健康保険被保険者が入院したとき、町民税非課税世帯の場合は、申請により食事代が減額されます。

既に減額の認定を受けている方についても、有効期限が7月31日(金)までとなっていますので新たに申請が必要です。

申請は7月24日(金)以降にお願いします。

## 国民健康保険高齢(70歳~75歳未満)受給者証の一斉更新

高齢受給者証の一斉更新を行います。対象の方に7月中に受給者証を郵送します。

福祉保健課医療給付係  
(☎47-5555 総合福祉センター 窓口7番)